

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市新林公園

藤沢市大庭城址公園

藤沢市片瀬山公園

藤沢市引地川親水公園

藤沢市桐原公園

藤沢市遠藤公園

藤沢市湘南台公園

藤沢市神台公園

藤沢市西浜公園

藤沢市辻堂南部公園

藤沢市境川緑地

藤沢市引地川緑地

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ

代表団体 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

構成団体 藤沢市緑化事業協同組合

3 指定の期間

2014年（平成26年）4月1日から2019年（平成31年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市新林公園ほか11公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。